

赤ちゃんが生まれたら

11 出生届

担当 町民生活課

生まれた日から14日以内に提出してください。

届出期間 生まれた日から14日以内

(14日目が休日のときは、休日の明けた日まで)

届出窓口 役場本庁町民生活課または各支所

届け出に必要なもの

- ・ 医師、助産師が証明した届書
- ・ 届出人（父または母）の印鑑
- ・ 母子健康手帳



12 健康保険の加入

担当 こども・健康推進課

国民健康保険の方は、出生届出の際に、お子さんの加入手続きをしてください。勤務先の健康保険または、共済組合などに加入している場合は勤務先での手続きをしてください。

加入に必要なもの ・ 母子健康手帳

13 出産育児一時金

担当 こども・健康推進課

子どもが生まれたとき、50万円が支給されます。

出産費用の負担軽減のため、原則加入している医療保険から直接医療機関へ支払われます。妊娠12週（85日）以降であれば、死産・流産でも支給されます。

★国民健康保険加入者の方

直接支払い制度を利用しなかった場合

直接支払い制度を利用して、差額支給がある方

手続き窓口 役場本庁こども・健康推進課または各支所

手続きに必要なもの

- ・ 健康保険証
- ・ 世帯主の口座番号がわかるもの
(世帯主以外の口座を希望する場合は世帯主と口座名義人の認印が必要)
- ・ 医療機関からの領収、明細書及び代理契約に関する文書

★国民健康保険以外の方

職場の健康保険に加入している方、または本人として1年以上社会保険に加入していた人が退職後6か月以内に出産したときは、それまで加入していた職場の健康保険から支給を受けることができます。

赤ちゃんが生まれたら

15 新生児聴覚検査費用助成

担当 こども・健康推進課

赤ちゃんの入院中に実施される、聴覚検査の費用を助成します。（上限5,000円）

助成方法 いったん、医療機関で費用を支払った後で申請してください。口座振替で助成金をお支払いします。

申請窓口 役場本庁こども・健康推進課または各支所

申請に必要なもの

- ・母子健康手帳
- ・振込先口座のわかるもの
- ・医療機関の領収書

16 産後1か月産婦健診費用助成

担当 こども・健康推進課

産後1か月の産婦健康診査の費用を助成します。

助成方法 いったん、医療機関で費用を支払ってください。その後、受診から6か月以内に申請してください。口座振替で助成金をお支払いします。

申請窓口 役場本庁こども・健康推進課または各支所

申請に必要なもの

- ・医療機関の領収書
- ・振込先口座のわかるもの

17 子ども医療費助成

担当 こども・健康推進課

子どもの医療費を全額助成します。

助成対象 町に住所がある18歳(18歳になって最初の3月31日)までの子ども

助成内容 全額助成(自己負担なし) ※保険外診療は除く

申請窓口 役場本庁こども・健康推進課または各支所

申請に必要なもの

- ・健康保険証

県外受診 自己負担分を支払い、診療から6か月以内に、助成の申請をしてください。口座振替で助成金をお支払いします。

【県外受診後の申請に必要なもの】

- ・受給者証
- ・医療機関の領収書
- ・健康保険証
- ・振込先口座のわかるもの

次のときはお手続きが必要です。

- ・健康保険証が変わったとき
- ・住所、氏名が変わったとき
- ・受給者証を紛失した



赤ちゃんが生まれたら

18 子育て応援ギフト

担当 こども・健康推進課

全ての妊婦・子育て世帯のみなさんが、安心して出産・子育てができるよう、伴走型相談支援と経済的支援を一体的に行います。

給付対象 次の全てに該当する方

- ・申請時点で阿賀町に住所がある
- ・妊娠8か月頃の面談と、出生届出後に産婦・新生児訪問で保健師と面談しアンケートに回答
- ・対象となる出産について、他の市区町村から給付金の支給を受けていない

給付額 新生児1人：50,000円

申請に必要なもの ・振込先口座のわかるもの

19 乳幼児紙おむつ購入費助成

担当 こども・健康推進課

子育て家庭の経済的負担を軽減するため、1歳までの紙おむつ購入費を助成します。

助成対象 町に住所を有する乳児の保護者

助成内容 出生した月の翌月から1歳の誕生日を迎える月まで

※転入の場合、転入月から。転出の場合、転出の前月分まで。

1カ月あたり5,000円

助成方法 2カ月分ずつ、口座へ振り込みます。

申請窓口 役場本庁こども・健康推進課または各支所

申請に必要なもの ・母子健康手帳 ・振込先口座のわかるもの

20 チャイルドシート購入費助成

担当 こども・健康推進課

乳幼児の安全な外出のため、チャイルドシートの購入費用を助成します。

助成対象 町に住所がある乳幼児の保護者

助成額 購入価格の2分の1（100円未満は切り捨て）

乳幼児1人につき、1回15,000円まで

申請窓口 役場本庁こども・健康推進課または各支所

申請に必要なもの ・領収書 ・品質保証書の写し
・振込先のわかるもの



赤ちゃんが生まれたら

21 産婦・新生児訪問

担当 こども・健康推進課

保健師等が自宅に伺い、赤ちゃんの身長や体重の計測、母乳・育児・産後の健康状態などの相談、子育て支援に関する情報提供等を行います。

22 産前・産後ヘルパー派遣

担当 こども・健康推進課

産前・産後の家事や育児の支援が必要なご家庭を、ヘルパーが訪問する子育て支援サービスです。利用料は無料です。詳しくは4ページをご覧ください。

23 産後ケア

担当 こども・健康推進課

出産後は心身ともに不安定になりやすいものです。お母さんが安心して子育てを始められるように、心身のケアや育児サポートを行います。

対象者 産後1年以内の産婦及び乳児で、産後に心身の不調または育児不安がある方

利用方法 事前申請必要。保健師が詳しい状況をお聞きします。

ケア内容

	短期入所型	居宅訪問型
利用日数・回数	7日以内	2回まで
実施場所	委託先医療機関	自宅
利用者負担金	医療機関が定める利用料から2万円を引いた額	無料
ケア内容	産婦さんの身体的ケア・心理的ケア 乳房ケア 育児（沐浴等） 乳の指導、相談等	

短期入所型の委託先医療機関

施設名	住所	電話	1日あたりの利用料金	利用可能期間
新津産科婦人科クリニック	新潟市江南区横越中央7-1-7	025-384-4103	お問い合わせください。	産後1か月まで
さくらマタニティケアホーム	新潟市江南区横越中央7-1-6	025-384-8603	お問い合わせください。	産後1か月まで
あがの市民病院	阿賀野市岡山町13-23	0250-62-2780	20,000円 別途個室料金有 3,850円～	産後1か月まで

不安なく出産を迎えるためにも、早めの申請をお勧めします。
出産前からの相談も受け付けておりますので、お気軽にご相談ください。

